

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
現場技術業務（その2）

特 別 仕 様 書
（当初）

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条 令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 現場技術業務（その2）（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、土地改良事業における工事・業務の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条 管理技術者に必要とされる資格は次のとおりとする。

担当部門	資 格
調査・測量・設計	① 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）又は建設－施工計画、施工設備及び積算） ② 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）） ③ 博士（当該業務に関連する学術分野） ④ 農業土木技術管理士 ⑤ 農業水利施設機能総合診断士 ⑥ シビルコンサルティングマネージャー（農業土木） ⑦ 大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者

(現場技術員)

第5条 本業務に従事する現場技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。

技術者区分	資 格
現場技術員 (A)	① 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者 ② 農業農村整備事業に対する現場技術業務に従事した経験がある者

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条 本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名 称	制定 (改定) 年月
令和7年度 土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計)	
農業水利施設の機能保全の手引き「総論編」	令和5年4月
〃 「開水路編」	平成28年8月
〃 「頭首工編」	令和7年6月
〃 「頭首工 (ゲート設備) 編」	平成22年6月
〃 「頭首工 (ゴム堰) 編」	平成25年4月
〃 「水路トンネル編」	平成28年8月
〃 「ポンプ場 (ポンプ設備) 編」	平成27年2月正誤表対応版
土地改良事業設計指針「耐震設計」	平成27年5月

(貸与資料)

第9条 貸与資料は次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	国営かんがい排水事業「両総地区」事業誌	1式
2	対象施設図面	1式
3	R6 広域農業基盤整備管理調査 両総用水地区省エネ対策概略検討業務-報告書-	1式

(作業対象)

第 10 条 本業務は、以下に示す事項に関するものを対象とする。

- ・両総地区北部幹線用水路に係る土地改良事業に関する作業
- ・上記に関連する計画策定のための業務の発注に関する作業

本業務の対象となる業務は、次表のとおりである。

業務名	履行場所	履行期間	業務内容
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区北部幹線用水路機能診断 その他業務	千葉県香取市伊地山地内ほか	令和 8 年 3 月 ～ 令和 8 年 6 月末	機能診断 一式 機能保全計画の策定 一式 仮設工事の検討 一式
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区北部幹線用水路老朽化対策検討その他業務（仮称）	千葉県香取市伊地山地内ほか	(未定)	老朽化対策検討 一式 耐震照査 一式 耐震対策検討 一式
国営土地改良事業地区調査 両総二期地区事業計画策定業務 (仮称)	千葉県香取市伊地山地内ほか	(未定)	施設整備計画作成 一式 事業計画作成 一式

(業務場所)

第 11 条 業務場所は、千葉県柏市根戸地内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第 12 条 本業務の履行期間については、第 10 条の表に示す対象業務の履行期間に準ずるものとし、契約締結後 134 日間（業務期間 129 日間）と想定している。

なお、対象業務の契約状況等による本業務の履行期間の変更については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(業務内容)

第 13 条 本業務は、第 10 条に示す作業対象について、以下に掲げる作業内容を実施するものとする。なお、対象施設等については、別紙－1 に記載する。

- (1) 両総地区北部幹線用水路に係る土地改良事業に関する作業
 - ・業務方針等の調整に関する業務
 - ・工程の把握、調整及び協議等に関する業務
 - ・業務成果内容及び検査資料等の確認に関する業務
- (2) 上記に関連する計画策定のための業務の発注に関する作業
 - ・業務発注のために必要な積算参考資料の作成に関する業務

(作業上の留意事項)

- 第14条 (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

- 第15条 共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は業務打合せ簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

- 第16条 成果物を共通仕様書第1-9条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

このほか、この業務実施報告書に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、PDFファイルにしたものを電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出(出力は不要)するものとする。

(成果物の提出先)

- 第17条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸471-65 利根川水系土地改良調査管理事務所

(契約変更)

第 18 条 業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第10条に示す「作業対象」に業務が追加されるなど、作業対象の業務に変更が生じた場合。
- (2) 第11条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第12条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第13条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第16条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第17条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

第 19 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

○第13条（１）の作業対象（予定）

施設	対象			国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業		国営土地改良事業地区調査		備考
	機能診断	機能保全計画の策定	仮設工事の検討	老朽化対策	耐震照査・対策検討	施設整備計画	事業計画	
第一導水路				○		○	○	
第1制水門				○				
岩戸堰			○					
第1揚水機場				○	○	○	○	
北部幹線用水路	○	○		○				末端部
篠本堰	○	○	○	○		○	○	
第二導水路				○		○	○	
第2揚水機場				○	○	○	○	
吐水槽				○		○	○	
横芝堰			○					
第3揚水機場				○		○	○	
南部幹線用水路				○		○	○	
東部幹線用水路				○		○	○	
松潟堰			○					

○第13条（２）の対象業務

業務名	履行場所	業務内容
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区北部幹線用水路老朽化対策検討その他業務（仮称）	千葉県香取市伊地山地内ほか	農業水利施設における老朽化対策、耐震照査等に係る業務の発注のために必要な資料の作成。
国営土地改良事業地区調査 両総二期地区事業計画策定業務（仮称）	千葉県香取市伊地山地内ほか	両総地区における施設整備計画及び事業計画の策定に係る業務の発注のために必要な資料の作成。